

公 示 日：2026 年 7 月 8 日（水）

調達管理番号：26a00441

国 名：パラオ国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：パラオ国果実生産・販売促進のためのミバエ類防除システム開発プロジェクト（業務調整／ミバエ防除計画策定・推進支援）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：業務調整／ミバエ防除計画策定・推進支援
- （2） 格 付 ：3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：コロール
- （5） 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月上旬から 2028 年 2 月下旬
- （6） 渡航期間：2026 年 12 月上旬から 2028 年 1 月下旬
- （7） 業務量の目途：14 人月

2. 業務の背景

パラオ国（以下、「当国」という。）は、人口 18,092 人（2020 年、世界銀行）の島嶼国で、一人当たりの GNI は 14,390US\$（2020、世界銀行）と高所得国グループに属しているが、米国との自由連合協定に基づく財政支援に依存した公的セクター主体の経済構造となっており、成人の過半数が公務員として雇用されている。他方、主要な産業は観光業であり、観光業においては外国人労働力への依存度が高く、人口の 3 分の 1 がフィリピン、バングラデシュ等からの外国人労働者である。食料に関しては、大部分を輸入に依存しており、海洋性熱帯気候で様々な果樹栽培に適した気候だが、果樹を含めた農産物は、家庭の裏庭で栽培される程度であり、収穫物は各家庭で食されるか、コミュニティ内で物々交換されていることから、国内で生産

された農産物の流通は限定的である。

当国では、新型コロナウイルスの影響により観光業に依存していた経済が深刻な打撃を受けた経験から経済・食料安全保障が一層意識されたこと、また米国による財政支援の継続が不透明であること等を踏まえ、自国産業の育成を進めており、農業もそのうちの一つである。一方、当国では農業生産においてミバエ被害が深刻であり、果樹栽培を含めた農業発展の阻害要因の一つとして課題となっており、「パラオ国開発計画（2023-2027）農業部門」に関わるファイナルドラフトの中で、農業・漁業・環境省は、果樹栽培とミバエについて、「外来種は農業に重大な脅威をもたらしている。果樹作物栽培の促進はミバエの被害によって大幅に制限されている。ミバエの外来蔓植物の防除を含む侵略的外来種（IAS）の管理と、新たな外来種の防止は、食料安全保障にとって重要であり、予防、認識、報告、管理に関する既存の IAS プログラムを制度化することが、食料生産地域にとって当面の優先事項である」とされている。

上記を背景として、2021 年 5 月に日パラオ両国政府間で「日パラオ農業協力に関する覚書」が署名され、その後、同年 6 月に開催された日パラオ首脳会談において当国大統領からミバエ対策の技術移転にかかる要請がなされ、当国政府は、ミバエ被害軽減手法の開発を通じた農業振興のために本事業を要請した。その後、ミバエの防除と果物の生産拡大・販売促進を目的とした「果実生産・販売促進のためのミバエ類防除システム開発プロジェクト」が 2025 年 1 月に開始され、ミバエ防除専門家によるモニタリング調査を経て、防除やマーケティング促進に係る各活動が実施されている。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

- ・プロジェクト関係者間の円滑な意思疎通、計画的な投入の実施を通じ、プロジェクト活動が効率的且つ計画通りに実施される。
- ・プロジェクト活動に必要な資機材が適時に調達される。
- ・進捗状況に応じた各種報告書が遅滞なく提出される。
- ・Taiwan Technical Mission 等、他ドナーとの連携が促進される。
- ・ミバエ防除の 10 か年計画が策定され、それに伴うパラオ政府の予算が確保される。
- ・日本側の事務、会計、庶務が規程通りに行われ、プロジェクトにおいてコンプライアンスが遵守される。

4. 業務の内容

現地に長期派遣される日本側専門家は本業務調整員のみであるため、日常的な相手国機関との協議については、総括と連携しながら本専門家が主体的に担い、複数

の専門分野にまたがるプロジェクト活動を有機的に推進させるための高度な調整・状況判断能力が必要とされる。

(1) プロジェクトマネジメント業務

- ① PDM 及び P0 に基づき、唯一の長期専門家として、カウンターパートと協力してプロジェクト全体の円滑な運営管理を行う¹。
- ② プロジェクト関係者と協力し、短期専門家などの派遣時期・活動に係る計画、立案を支援する。
- ③ プロジェクトの進捗状況を正確に把握し、円滑なプロジェクト実施を推進する。
- ④ 持続可能性を念頭に置いて現地調達可能な資機材の調査を行い、コスト削減を図る。
- ⑤ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、短期専門家、JICA と連携し、その解決にあたる。

(2) 運営管理業務

- ① カウンターパートによる合同調整委員会開催の支援及び参加を通じ、カウンターパートのプロジェクト実施計画(インプットの規模、プロジェクトを取り巻く環境等)及び実施状況の把握、今後の活動計画の確認、課題がある場合にはその対応策の検討を行う²。
- ② カウンターパートとの協議を踏まえ、年間計画(在外事業強化費執行計画を含む)のとりまとめ及び管理を行う。
- ③ 各種資機材の調達を滞りなく行う。
- ④ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑤ 様々なメディアを通じて、プロジェクト活動を積極的に広報する。

(3) 他ドナー連携促進業務

- ① 他ドナーの支援状況を把握し、連携に向けた協議を行う。

¹ 6(1)②に記載の通り、本業務に係る他の現地業務従事者は短期専門家3名のみであり、本業務従事者が唯一常駐する長期専門家となる。総括も出張ベースで本プロジェクトに従事するものの、本業務従事者は総括に代わってカウンターパート機関(中央政府・各州政府の双方)との調整を担う。これらの調整を円滑に進めるための提案を求める。

² 本業務従事者は、プロジェクト期間3年間のうち最後の1年間に従事することになるため、各成果についてカウンターパート機関のオーナーシップやプロジェクト終了後の持続可能性を重視して運営管理を行う必要がある。成果及びプロジェクト目標を達成するためにどのような工夫をするのかという点について提案を求める。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	相手国関係者との情報共有、コミュニケーション手法 関係者間の調整が事業の成否に大きく影響することを踏まえ、関係者間の連携効率化を図るためのコミュニケーション・情報共有の方法、および問題発生時の対処方法を提案すること。	(1) プロジェクトマネジメント業務①
2	プロジェクト実施に問題が生じた際の解決方法	(2) 運営管理業務①

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整に係る経験または専門家や企画調査員などとして JICA 事業に関わった経験 ³
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ⁴	国際協力調達部 (CC: 経済開発部)	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 (CC: 経済開発部、パラオ事務所)	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部 (CC: 国際協力調達部、パラオ事務所)	－	日本語	電子データ

³ どちらかの経験のみでも評価対象となるが、両方の経験を持っていればより高く評価する。

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 12 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本業務従事者の他に以下短期専門家です。

ア 総括

イ ミバエ防除・モニタリング

ウ 果物販売促進・マーケティング

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・詳細計画策定調査報告書
- ・R/D
- ・第一回・第二回モニタリングシート
- ・改訂版 PDM

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年7月22日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年7月31日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年8月6日15時～16時30分
4	評価結果の通知	2026年8月18日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：「パラオ国ミバエ類防除システム開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00341）の受注者（株式会社レッ

クス・インターナショナル) 及び同業務の業務従事者

(2) 家 族 帯 同: 可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部

(3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法: Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プ

ロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,375,000	1,554,000
	個人	1,063,000	1,242,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	インターナショナルスクール／ 現地校	43,000	8,000	-

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：565,864 円／人

（２） 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通 訊 備 上：なし

オ) 執務スペースの提供：カウンターパート機関内における執務スペース提供

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（４） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（５） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA パラオ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨

時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（６）その他留意事項
派遣前業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： パラオ共和国

案件名： 果実生産・販売促進のためのミバエ類防除システム開発プロジェクト

Project on the Development of Fruit Fly Control System for Promoting
Fruit Production and Marketing

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
パラオ国（以下、「当国」という。）は、人口 18,055 人（2022 年、世界銀行）の島嶼国で、一人当たりの GNI は US \$ 13,420（2021 年、世界銀行）であることから世界銀行では高中所得国（2023 年 7 月 1 日基準）に分類されているが、小島嶼開発途上国（SIDS）としての特別な脆弱性を抱えている。当国の経済構造は、米国との自由連合協定に基づく財政支援に依存した公的セクターが主体となっており、成人の過半数が公務員として雇用されているという特徴を有する。主要産業は観光業であり、観光業においては外国人労働力への依存度が高く、人口の 3 分の 1 がフィリピン、バングラデシュ等からの外国人労働者である。食料に関しては、大部分を輸入に依存しており、海洋性熱帯気候で様々な果樹栽培に適した気候だが、果樹を含めた農産物は、家庭の裏庭で栽培される程度であり、収穫物は各家庭で食されるか、コミュニティ内で物々交換されていることから、国内で生産された農産物の流通は限定的である。

当国では、新型コロナウイルスの影響により観光業に依存していた経済が深刻な打撃を受けた経験から経済・食料安全保障が一層意識されたことを踏まえ、自国産業の育成を進めており、農業もそのうちの一つである。一方、当国の農業生産においてはミバエ被害が果樹栽培を含めた農業発展の阻害要因の一つとして課題となっており、農業・漁業・環境省は「パラオ国開発計画（2023-2027）農業部門」の中で、果樹栽培とミバエについて、「果樹作物栽培の促進はミバエの被害によって大幅に制限されている」、「ミバエ等の防除を含む侵略的外来種（IAS）の管理と、新たな外来種の防止は、食料安全保障にとって重要であり、予防、認識、報告、管理に関する既存の IAS プログラムを制度化することが、食料生産地域にとって当面の優先事項である」としている。

上記を背景として、2021 年 5 月に日パラオ両国政府間で「日パラオ農業協力に

関する覚書」が署名され、その後、同年 6 月に開催された日パラオ首脳会談において、当国大統領からミバエ対策の技術移転にかかる要請がなされた後、当国政府は、ミバエ被害軽減手法の開発を通じた農業振興のために本事業を要請した。

（２） 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対パラオ共和国国別開発協力量針（2019 年 4 月）では、重点分野として「社会基盤・産業育成基盤の強化」を挙げている。また、2021 年 5 月、パラオの農業に対する我が国の協力を促進させるための新たな枠組みである、「日パラオ農業協力に関する覚書」が署名され、パラオにおける農業の生産性向上と持続性の実現、およびパラオにおける食料安全保障の強化と栄養改善等にかかる協力を推進する旨が合意されている。

JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ（GA）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」では、持続的且つ包摂的な農業・農村開発を推進し、農家の所得向上と農村経済活性化及び食料の安定的生産・供給を図り、もって貧困削減と食料安全保障を目指す、としている。本事業のプロジェクト目標としてミバエ防除を通じて果樹栽培と販売モデルが普及することを定めていることから、同 GA のクラスター「フード・バリューチェーン（FVC）構築」に一致する。更に、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、ゴール 2（食料安全保障、栄養改善、持続可能な農業の促進）およびゴール 12「持続可能な消費と生産パターンの確保」に貢献するものである。

（３） 他の援助機関の対応

パラオにおけるミバエ防除について、過去に米国（1999）、EU、豪州及びニュージーランド（2005）、国際連合食糧農業機関（FAO）（2015）や国際原子力機関（IAEA）（2021）等の支援により累次の調査が実施され、実行計画の策定や、ミバエ防除のリーフレットが発行されてきたが、いずれもミバエ根絶のための具体的な事業実施には結びついていない。現在は米国農務省によって、廃棄果実の処理や、定期的な果樹の剪定などの活動を通じたミバエ対策に関する支援等が実施されている。

加えて、Taiwan Technical Mission が当国で作物栽培圃場を設置し、農業分野における技術支援を 1985 年から実施している。現在はグアバ、パパイヤ、パッションフルーツ当のミバエ被害対象果樹を栽培。果樹生産に関心のある農家に対し、農業・漁業・環境省農業局とともに技術指導と苗木の提供を実施。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、パラオにおいて、ミバエの防除とモニタリングシステムの確立、

ミバエ防除対策の立案、果樹栽培及び果樹販売モデルの構築、果樹栽培と国内市場への果樹供給を促進するための戦略策定を行うことにより、ミバエ防除を通じた果実栽培と販売のモデルの普及を図り、もって中長期的なミバエ防除による国内市場への果実供給増加に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

パラオ全土／ミバエ防除と果樹栽培の対象州はベースライン調査の結果に基づいて選定。ミバエのベースライン調査は、バベルダオブ島、コロール島、及び周辺州（カヤンゲル州、ペリリユー州、アンガウル州）で実施。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業・漁業・環境省環境局、農業局の行政官

最終受益者：対象州の果樹農家、消費者

(4) 総事業費（日本側）：180,000 千円

(5) 事業実施期間

2024 年 9 月～2027 年 8 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：農業・漁業・環境省環境局

協力機関：農業・漁業・環境省農業局、財務省税関・国境警備局バイオセキュリティ課、パラオコミュニティカレッジ、州政府

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣：

長期：業務調整・研修監理

短期：ミバエ防除計画/統括、ミバエ個体群モニタリング、果樹栽培、農産物流通販売

② 研修員受け入れ

③ 機材供与：ミバエ個体数カウント用 AI システム、ドローン等

④ 在外事業強化費

2) パラオ国側

① カウンターパートの配置

② プロジェクト執務室、執務室に関わる什器・光熱費

③ JICA が提供する資機材以外のプロジェクト実施に必要な機材等

④ カウンターパートの給与、パラオ国内旅費

⑤ 日本人専門家の活動に必要な便宜供与

⑥ プロジェクト活動に必要なデータの提供

- ⑦ プロジェクト実施中及び実施後に必要となる運営費
- ⑧ 果樹の種苗

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

ボランティアプログラムとして果樹栽培隊員(2022～)、病害虫対策隊員(2023～)を派遣中であり、本隊員との意見交換を実施し相乗効果の発現を目指す予定。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

上記2.(3)のとおり、過去に果樹栽培能力強化ミバエ防除に関する事業が他開発協力機関によって実施されている。これらの事業で策定されたガイドライン等を用いて活動の効率化を図る。また、果樹栽培の支援を行う Taiwan Technical Mission とし、果樹栽培マニュアルの作成や果樹栽培指導での連携を想定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 (C)

② カテゴリー分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリーCに該当する。

2) ジェンダー分類:【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)
<分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項

本案件では、ミバエの種の同定及び個体数のカウントの効率化のため、AI カウント装置を導入し、我が国の先進技術を用いた協力を実施する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

中長期的なミバエ防除により国内市場への果実供給が増加する。

(2) プロジェクト目標:

関係者の参加により、ミバエ防除を通じて果実栽培と販売のモデルが対象州に普及する。

(3) 成果

成果1: ミバエの防除とモニタリングシステムが確立される。

成果2：対象農家のために、さまざまな果実における効果的なミバエ防除対策が特定される。

成果3：対象農家のために、ミバエ防除による果実栽培と販売モデルが構築される。

成果4：果実栽培と国内市場への果実供給を促進するための戦略が策定される。

成果5：ミバエ防除の政策が策定される。

(4) 主な活動

【成果1：ミバエの防除とモニタリングシステムが確立される。】

1-1. ミバエの個体数のベースライン調査を実施する。

1-2. プロジェクト期間中のミバエ防除と個体数モニタリングのためのプロトコルと作業

計画を策定する。

1-3. ミバエ防除・個体数モニタリングのため調査員の知識・技術を向上させる。

1-4. ミバエの駆除と個体数の監視を行う。

【成果2：対象農家のために、さまざまな果実における効果的なミバエ防除対策が特定される。】

2-1. 果物栽培と国内市場に関するベースライン調査を実施する。

2-2. 効果的で実行可能なミバエ被害防止策を特定する。

【成果3：対象農家のために、ミバエ防除による果実栽培と市場販売モデルが構築される。】

3-1. ミバエ防除の技術や知識を対象農家に伝える。

3-2. 対象農家の果実栽培技術と知識を向上させる。

3-3. 対象農家からの国内市場への果実供給を促進する。

3-4. 対象農家を対象に、ミバエ防除による果実栽培・市場販売モデルを開発する。

【成果4：果実栽培と国内市場への果実供給を促進するための戦略が策定される。】

4-1. 果実栽培と国内市場への果実供給を促進するための戦略を策定する。

【成果5：ミバエ防除の政策が策定される。】

5-1. ミバエ防除のための関係者間の連携体制を強化する。

5-2. ミバエと果実の検疫体制を強化する。

5-3. 技術的、経済的な観点を考慮し、ミバエ防除のための10年間の行動計画を策定する。

5-4. ソーシャルメディアなどを通じて、ミバエ防除や果実生産に関する市民の意識を高める。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：農業・漁業・環境省環境局が稼働していること。
- (2) 外部条件：パラオ政府の農業振興政策に大きな変化がないこと

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ミバエ防除に関する技術協力は、過去の類似案件が少ない。沖縄県の例では、20 年間に 204 億円、延べ 44 万人の投入を費やしミバエの根絶を宣言したが、現在も、関係者が一体となり侵入警戒調査（トラップ調査や庭先等で栽培されている果実等の調査）を、国・県・市町村・JA おきなわ等関係機関と連携して実施している。沖縄県とパラオの面積の違いはあるものの、本事業は、3 年間で実施されるものであり、投入されるコストからも、プロジェクト期間内にミバエの根絶を達成することは困難であるとするのが現実的である。よって、ミバエ防除と果樹栽培の技術移転とともに、プロジェクト終了後に、パラオ国の関係者が一体となって活動に取り組む仕組み作り（10 年間のアクションプランを策定することとしている）の重要性を関係者で認識して取り組む必要が有る。

7. 評価結果

本事業は、パラオの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、ミバエの防除技術と共に、果樹栽培の技術移転を通じて農家の果樹栽培技術レベル向上並びに所得向上に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」およびゴール 12「持続可能な消費と生産パターンの確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了 3 年後 事後評価

以上